資料５

文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会
ワーキンググループの設置について（案）

平成２３年　月　日
文化審議会文化財分科会
世界文化遺産特別委員会決定

１．設置の趣旨

世界遺産暫定一覧表候補及び世界遺産推薦候補の選定等に関し、専門的な観点から十分な審議を行うため、世界文化遺産特別委員会（以下「特別委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げるワーキンググループを置き、これらのワーキンググループの所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名　　称	所　　掌　　事　　務
第１ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	旧石器・縄文・弥生・古墳時代の文化遺産(その他考古学的遺跡が主となる案件を含む。)に関する事項
第２ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	古代(古墳時代を除く。)・中世・近世期の文化遺産に関する事項
第３ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	近代の文化遺産(中世・近世期の産業遺産を含む。)に関する事項
第４ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	時代を超えて、人と自然との関わりを中心とする遺産に関する事項
第５ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	世界文化遺産にかかる現時点における課題、将来的な役割などに関する事項

２．調査事項

（１）世界遺産暫定一覧表候補に関すること
（２）世界遺産推薦候補に関すること
（３）その他（１）、（２）に関連する課題に関すること

３．ワーキンググループの構成

（１）各ワーキンググループに、座長を置き、特別委員会の委員のうちから、特別委員会の委員長が指名する。
（２）特別委員会の委員長は、各ワーキンググループにおいて意見を聴くべき者を指名することができる。この場合において、当該者に対しては、文化庁から協力を依頼する。

４．議事の公開について

文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会の例によるものとする。

５．庶務

このワーキンググループの庶務は、文化財部記念物課が参事官（建造物担当）の協力を得て処理する。